

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	NPO法人 ヒューマン・ネットワーク
所 在 地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間	平成26年7月7日～平成27年2月27日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	市川市立塩焼保育園 イチカワシリツシオヤキホイクエン		
所 在 地	〒272-0114 千葉県市川市塩焼2-2-5		
交通手段	(東京メトロ東西線)妙典駅より 徒歩8分		
電 話	047-396-0169	FAX	047-396-0180
ホームページ	市川市ホームページ (http://www.city.ichikawa.lg.jp/)		
経営法人			
開設年月日	昭和54年4月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	市川市							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	12	23	25	30	30	30	150	
敷地面積	1,176㎡			保育面積		923,55㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育	
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援	
健康管理	内科健診・歯科健診・眼科健診・ぎょう虫検査・発育測定 視力検査(3~5歳児クラス)・尿検査(3~5歳児クラス)							
食事	給食提供・アレルギー除去食提供							
利用時間	7時15分～19時15分(土曜日7時15分～17時30分)							
休 日	日曜日 祝日 年末年始 (12月29日～1月3日)							
地域との交流	地域交流(すくすく広場)。マイ保育園登録事業 中高年及び一般ボランティア受け入れ・小中高生との交流							
保護者会活動	塩焼保育園父母の会							

(3) 職員 (スタッフ) 体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	24	22	46	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	24	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	5	3	専門職員は嘱託医

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市川市役所こども部保育課	
申請窓口開設時間	8時45分～17時15分	
申請時注意事項	支給認定・提出書類・入園要件等の注意事項有	
サービス決定までの時間	市川市保育課 月毎の入園選考会議により可否が決定される	
入所相談	市川市子ども部保育課及び子育て支援課こそだてナビ・市川市立塩焼保育園	
利用代金	保育料は、保育園保育料徴収額表による	
食事代金	保育料に含む	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>< 保育理念 > ・子どもたちの人権や主体性を尊重しながら深い愛情をもって接し、健康で人間性あふれる情緒豊かな子どもの育成を図る。 ・保護者支援及び地域の子育て支援に努め、開かれた保育園を目指す。</p> <p>< 保育方針 > ・日常生活に必要な基本的な生活習慣や態度を身につけられるように援助し、心身共に健康に育つ基盤を培う。 ・人との関わりの中で、お互いを認め合う気持ちを育む。 ・保護者との信頼関係を築き、共に子どもの成長を喜び合う。又、地域との連携を図りながら、子どもの育ちや親の子育てを支える。</p>
<p>特 徴</p>	<p>・マンション、戸建て等の住宅街に囲まれ、（東京メトロ）東西線「妙典駅」に近い。保護者は都内に通勤しフルタイム勤務が多い</p> <p>・地域交流「すくすく広場」の毎月開催。「マイ保育園登録事業」のプレママ体験や妊娠中からの育児支援。家庭的保育者を支える連携園としての支援活動を通して近隣の子育て支援に取り組んでいる。</p> <p>・異年齢児の交流を大切にし、日常的に相互に子ども同士が関わりをもつことができるように年間を通じて計画を立て積極的に取り組んでいる。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>・定員が150人と市川市では大きい保育園であるが、0歳から3歳までは2クラス体制となっており比較的少人数での活動と、個人に合わせた保育おこなっている。</p> <p>・3歳未満児は担当制を取り入れ、担当保育士と園児の信頼関係を築き安心して生活できるように保育をすすめている。</p> <p>・定員に比べると園庭は狭く感じるが、各年齢が遊ぶ時間をずらすなどの工夫をし十分体を動かせるようにしている。</p> <p>・給食は、ほとんどが手作りで栄養バランスの良い献立を提供しており、一人一人の発達に合わせた離乳食やアレルギー除去食の対応をしている。又、型抜きや盛り付けの工夫で食への興味関心を引き出している。子どもたちは食育計画を基に会食、クッキング、行事食等をおこない食への興味関心を広げている。</p> <p>・子どもが主体的に活動できるように環境を整え、様々な遊び（異年齢の交流、運動機能の発達援助、教育的効果等）を通し健やかな心身の育成を援助している。</p> <p>・地域交流「すくすく広場」に保育士、栄養士や看護師の専門職員で取り組み、マイ保育園登録事業では、プレママ保育体験や、育児相談、友だち作りの場として保育園を開放し地域の子育て支援に力を入れている。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

NPO法人ヒューマン・ネットワーク

特に力を入れて取り組んでいること

1) 職員の研修を充実し保育の質向上に努めている

園長会企画の年間研修計画に常勤職員は年2～4回、非常勤職員は年1～2回参加し、参加者は職員会議や園内研修で講師役を務め全職員で共有化している。年3回ブロック別研修は保育実践に近い内容で実施し、各年齢別担当者が参加している。また、園内研修ではグループワークを中心に全員参加で4グループに分かれ「遊びの中の保育」「環境設定」「食育」等のテーマで「ねらい、配慮、かかわり」等を話し合い、実践内容の確認を行い、保育実践向上に繋げる様に努めている。他に「気になる子の関わり」について2回研修話し合い援助力の向上を図っている。また、延長保育の非常勤職員向けに保育実習形式の研修を行い保育実践力の向上を図り、また、嘔吐処理等の研修を行っている。職員は園内外の研修に参加する機会が多く、視野の拡大や新たな気づきに基づく保育の質向上に努めている。

2) 安全な環境維持と衛生的配慮で子どもの健康促進を図っている

保健計画作成の基、看護師による朝と夕方の保育室巡回で子どもの健康状態の把握に努め、全職員に情報を伝達し保育活動上の配慮事項としている。又、感染症の処理対策についても、園内研修で実習を行い即時対応を可能にしている。日中の子どもの安全管理を適切に行うために、各年齢毎のチェックリストによる健康状態や安全確認、転倒防止策など21～22項目について毎月点検する他、安全点検として保育室、廊下、固定遊具、防災関係等の18項目を記録する等多角的に子どもの安全を守る姿勢が定着している。感染症防止策として、0歳児からの手洗いの励行と、送迎時の保護者や来園者に手洗いの協力依頼をする他、保育室内の温度や湿度の管理に努め子どもの健康維持及び促進を図っている。

3) 保育活動の情報提供や個別伝達と話し合いなどで保護者との連携を深めている

日々の保育内容を子どものエピソード記録として、2歳以上児の各保育室内に掲示し保護者に伝達している。又、全園児に対して送迎時の会話や個別連絡帳で健康状態や食事、遊び等から発達の姿や心情を含めた内容をこまめに知らせ、保護者との信頼関係を築いている。育児上の悩みや集団生活の様子などを伝える機会として、個別面談や保育参観・参加の機会を設け、必要に応じて看護師や栄養士による食事や保健関係の話を行うなどで子育ての一助としている。年度初めに行う保護者会でのアンケートに対して、園長が項目ごとに回答する機会を設ける他日々の相談や意見にも職員が丁寧に応じ、今回のアンケートの「保護者の意見や要望を聞く機会があるか」に「丁寧に対応して頂ける」等92%の高い支持を得ている。

さらに取り組みが望まれるところ

1) 個人目標を理念実践に向けてより深く考察し設定するように期待したい

園理念・方針・目標を実践するために、人権尊重、保護者対応、個人情報等の項目に絞って15項目のチェックリストを設定し、でチェックし、反省・改善内容を文章で記述し園長面接を年3回行っている。個人の理念実践目標を明確にする目的で作成され優れた取り組みである。さらには、記述に片寄りが見られるので、理念にある子どもの主体性の尊重、人間性あふれる情緒の育成、人との関わり等についてさらにチェック項目の工夫により、理念実践の個人目標をより深く考察し設定するように期待したい。

2) 園内課題を事業計画として明確化するように望みたい

今年度の課題として、職員主体の運営の推進、園内研修の充実、延長保育の環境設定の充実、災害時避難訓練の充実、保護者との信頼関係の一層向上、理念・方針実践面の話し合い等を課題として取り組んでいる。なお、次年度は年度末の職員の話合いで確認した課題について、目標等具体化し事業計画として明文化の上計画的に取り組むことが望まれる。

3) 保育室内の環境についての再考を期待する

子どもが、自ら遊具や玩具を選び満足するまで遊び込める環境について、今年度の園内研修で取り組み保育の質の向上に努めている。現状の子どもの姿から振り返り、更なる研修の積み重ねによる効果を高める為にも、環境設定のキーワードとして遊びやすい場の配置、集中できる空間の確保、仲間と楽しく過ごせる時間と遊具や教具の配置、静と動の活動分離、人の動線など考える討議で具体的な方策が見いだせると考える。全年齢が発達を考慮して、主体性の尊重と遊びの発展、仲間関係の広がりなどの観点から環境設定の再構築を期待する。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

第三者評価を受けるにあたり、評価項目を全職員と確認、検討をしました。評価項目の検討を小グループで行い、日々の保育の振り返りや話し合いが深まり、保育の根本を見直す良い機会となりました。園長会作成のマニュアルの適宜見直し、自己評価チェックリストや安全チェックリストの作成が日々の保育の中で役立っていることを再確認いたしました。評価結果では「様々な研修を通しての職員育成」「子どもへの安全配慮、健康促進」「保護者との連携」など保育園が力を入れている部分を評価して頂き職員の意識向上や、やる気に繋がったと思います。今後も子どもたちの主体性を尊重した保育、環境設定に取り組み、保護者の良いパートナーとなるよう全職員が努力をしております。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				実施数	未実施数
福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	
		利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
		利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	2	1
			16 提供する保育の標準化	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	
			25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	
			26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	
			子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3
	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3			
	5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。			4		
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。			5		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5		
		計	128	1	

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<p>理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。</p> <p>理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。</p>
<p>(評価コメント) 保育所保育指針の改定時に、市川市の保育理念と「子ども像」に基づいて、保育理念、保育方針、保育目標を設定し、毎年見直している。「子どもたちの人権や主体性の尊重、人間性あふれる情緒豊かな子ども」「人との関わりの中で、お互いを認め合う」「優しさや思いやりの心を養う」「保護者や地域子育て支援を行う」等を主な内容としている。理念・方針・目標はホームページ、園のしおり、保育課程、園入口掲示版等に明示されている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<p>理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。</p> <p>理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。</p> <p>理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。</p>
<p>(評価コメント) 常に定例職員会議の場で「子どもが主人公である」「子どもが楽しく通園できる園、安心して貰える園」等の確認をし、保育課程と指導計画に展開し「園目標を分かり易くクラス目標に落とし込むこと」等により理解が深まる様に努めている。また、理念・方針・目標の実践をクラス単位で話し合い、定例会で報告するように努めているが会議録で確認する限りでは不十分と思われ、実践についてグループワーク研修等で取り上げ話し合うことを望みたい。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<p>契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。</p> <p>理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。</p> <p>理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。</p>
<p>(評価コメント) 入園時の説明会、保護者会、クラス懇談会、保育参加、個人面談、行事等の機会に理念、方針、目標を具体的に説明している。保護者向けアンケートの結果は約8割の方が「方針・目標等知っていますか」の設問に「はい」と回答している。園では特に「子どもの人権や主体性の尊重」の保育実践を保護者と共有化することで、保護者の理解を一層深めたいと考えているので期待したい。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<p>事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。</p> <p>理念・基本方針より重要課題が明確にされている。</p> <p>事業環境の分析から重要課題が明確にされている。</p> <p>現状の反省から重要課題が明確にされている。</p>
<p>(評価コメント) 市の次世代育成支援行動計画(後期)、子ども子育て新支援制度に基づき、在園児と保護者の支援は勿論、マイ保育園登録事業、地域交流事業等を実施している。また、当園の課題として、職員主体の運営の推進、園内研修の充実、延長保育の環境設定の充実、災害時避難訓練の充実、保護者との信頼関係の一層向上、理念・方針実践面の話し合い等を今年の課題としている。なお、年度末の職員の話し合いで確認した課題について、明文化し次年度は取り組むことが望まれる。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<p>各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。</p> <p>年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。</p> <p>方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント) 会議として定例の職員会議、3歳以上児会議、3歳未満児会議、クラス会議、テーマ別検討会、リーダー会議等が行われ、職員主体の運営をしている。また、テーマ別検討会では今年度は環境設定、遊び、食育等について4チームに分かれ全職員が話し合い、保育の質向上を目指している。定例職員会議は全職員参加の情報共有の場であり、園長会議の報告、各部門報告、カリキュラム報告、事故・災害防止報告、研修報告等行われている。定例会以外の会議では話し合いを主とし、定例会では各会議のまとめを報告・共有する方針で進めている。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<p>理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。</p> <p>職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。</p> <p>研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。</p> <p>職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。</p> <p>評価が公平に出来るように工夫をしている。</p>
<p>(評価コメント) 職員のモチベーション向上のため配慮している事は、職員が自主的な意見を言いやすい様に小人数での話し合いの場を設けている。保護者アンケートのフィードバック等により働き甲斐の向上に努めている。良い報告等はみんなの前で認める。また、改善助言等は1:1で行う。給食や看護の担当者と保育士とのコミュニケーションが深まる様に配慮する。保育や保護者支援での悩み相談が気軽に出来る様に心掛ける。一人ひとりの体調に常に配慮する等心掛けている。</p>	

7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<p>法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。</p> <p>従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。</p> <p>プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。</p>
(評価コメント)市の公務員倫理規程や法令遵守、プライバシー保護規定、保育士倫理綱領、「職員の心がまえ」等を配布し、年度初めに読み合わせ周知徹底している。また、個人情報記載のノート類が放置されたり、他人の目に触れることが無いように、取扱いに注意し、鍵の掛かる書庫等で管理している。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<p>人材育成方針が明文化されている。</p> <p>職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。</p> <p>評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。</p> <p>評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</p>
(評価コメント)市の人事評価方針に基づいて、年2回(パート職員は年1回)職員勤務評定を園長が行い、努力目標の明確化に努めている。自己評価チェックリストには保育園の理念を実践するために、園児の人権尊重、保護者対応、個人情報等の項目に絞って15項目のチェックリストを設定し、でチェックし、反省・改善内容を記述し園長面接を年3回行っている。個人の理念実践目標を明確にする目的で作成され優れた取り組みである。記述に片寄りが見られるので、理念にある子どもの主体性の尊重、人間性あふれる情緒の育成、人との関わり等についてさらにチェック項目の工夫を期待したい。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<p>担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている</p> <p>把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。</p> <p>職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。</p> <p>育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。</p>
(評価コメント)職員の有給休暇消化率や時間外労働のデータは毎月職員に開示・確認し、市に報告・管理されている。福利厚生は利用可能な内容が職員に周知され、計画的に活用されている。現在2名の職員が育児休業を取得している。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<p>中長期の人材育成計画がある。</p> <p>職種別、役割別に能力基準を明示している。</p> <p>研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。</p> <p>個別育成計画・目標を明確にしている。</p> <p>OJTの仕組みを明確にしている。</p>
(評価コメント)自己申告に基づく能力向上目標に基づいて、園長会で企画する年間研修計画の中から必要な研修に常勤職員は年2~4回、非常勤職員は年1~2回参加している。参加者は職員会議や園内研修で講師役を務め全員で共有化している。また、年3回のブロック別研修に年齢別に担当者が保育実践に近い内容の研修に参加している。園内研修ではグループワークを中心に全員参加で4グループに分かれ「遊びの中の保育」「環境設定」「食育」等のテーマで「ねらい、配慮、かかわり」等を話し合い、実践内容の確認を行い、保育実践に繋げる様に努めている。他に「気になる子の関わり」について2回研修し皆で話し合い援助力の向上を図っている。また、延長保育の職員向けに保育実習形式の研修を行い保育実践力の向上を図る他、嘔吐処理等の研修を行っている。新人のOJT育成はジョブコーチが1年支援し、年間研修計画を立て、自己評価や助言、悩み相談等きめ細かく応じて丁寧に育成している。また、クラスリーダー、年齢別リーダーが日常的に支援している。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<p>法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。</p> <p>日常の援助では、個人の意思を尊重している。</p> <p>職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。</p> <p>虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</p>
(評価コメント)年度の初めに人権を尊重した保育や虐待防止研修等に参加し、園内で全職員で共有している。職員の言動は自己申告の努力目標に取り上げ3ヶ月毎振り返り子どもの人権を尊重した関わりに努めている。今年度は人権擁護委員会主催の「笑顔の人権お話会」を開催し年長クラスの子どもが参加し、保護者には「人権擁護」「子どものSOSに気づいて下さい」等のパンフレット等を玄関の目につき易場所に設置し、子どもの人権尊重の理念を共有化するように努めている。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<p>個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。</p> <p>個人情報の利用目的を明示している。</p> <p>利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。</p> <p>職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。</p>
(評価コメント)市の個人情報保護条例に基づき行われている。入園のしおりには個人情報保護方針・利用目的が掲載され、「個人情報取り扱いに関するお願い」を配布し、説明の上確認のサインを頂いている。実習生やボランティアにはオリエンテーションで文書や口頭で伝え周知・徹底している。園外保育時には名札を外し、写真は外から見えない場所に掲示したりするなど適切な情報管理に努めている。		

13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	利用者満足を把握し改善する仕組みがある。把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 父母の会で園に対する要望・苦情のアンケートを収集し、園長が懇談会で丁寧に回答している。今年度は138項目の要望が提出され一つひとつに回答している。今回第三者評価にあたり利用者調査を実施したが、73通の回答が寄せられ、「大変満足」36%「満足」58%と高い評価であった。保護者の個別要望・苦情を園では「宝」と考えて全職員で改善に当たっている。また、日々の連絡帳やクラス懇談会、個人面談等で個別要望を聞き、相談に乗り一人ひとりの保護者のニーズに応える様に努めている。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 苦情解決制度は園のしおりに掲載し、玄関入口付近にポスターが掲示され、また、「しおり」には苦情解決責任者、受付窓口担当者、第三者委員の氏名と電話番号が掲示されている。意見箱を設置し、その趣旨を保護者会等で説明している。利用者アンケートの結果は「苦情等の窓口の職員を知っていますか」の設問に「いいえ」と回答された方が33%おられ、苦情解決制度の趣旨を再度伝える必要がある。		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 保育の質の課題を見つけ改善するシステムは、指導計画、園内研修、行事のの評価・反省等で全職員の参画の上で行っている。年度末には年間を振り返り次年度の計画に活かしている。職員個人の自己評価の様式を作成し行われているが、園全体の自己評価の様式は無い。園理念・方針・目標の実践の確認として作成・実施することが望ましい。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	業務の基本や手順が明確になっている。分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。マニュアル見直しを定期的に行っている。マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) リスクマネジメント関係のマニュアル初め、保育に関するマニュアルは整備され、必要に応じて見直している。重要性の高いマニュアルはコピーし全職員に配布・説明し周知・徹底を図っている。現在、延長保育マニュアルと個人情報保護に関するマニュアルの見直しを検討している。なお、見直したマニュアルは教育を徹底し、守られているか否か確認をする必要がある。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 昨年度は116名の見学希望者に、一日3回5名づつ約30分で主に9～12月に対応している。園のしおりを渡し、内容に沿って分かり易い説明を心掛け、また、保護者の関心の強い事柄に丁寧に回答している。また、市のホームページには園の理念・方針、特徴、年間行事予定、園の一日、紹介写真等が掲載されている。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園説明会では、「保育園のしおり」や「保育理念・保育方針」を配布し、「子どもが楽しく通園する園」「安心して預けて頂ける園」等の園目標や集団保育で起こる可能性の高い子ども同士のけんかや怪我、感染症等についても説明し、「入園時の確認事項」を保護者と共に確認し、同意を得てサインを頂いている。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 保育課程は、保育理念や保育方針、保育目標及び保護者支援を掲げると共に、子どもの発達過程を7区分して夫々に保育の目標を掲げ、養護と食育、教育について発達の連続性に配慮して編成している。年度当初の4月に、全職員対象に会議を通して印刷物の配布と説明を行い周知を図ると共に、実践する中で発達過程に連続性が見られない部分に気付き、年度途中の9月に見直しを全職員で行い共通理解を図っている。地域の実態や保護者及び子どもの実態に関しても年度末に全職員が見直し検討している。		

20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<p>保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</p> <p>3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</p> <p>発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</p> <p>ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</p> <p>指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</p>
<p>(評価コメント) 保育課程の保育目標や発達過程の保育の目標を基盤として、各年齢毎に年間や月の指導計画を作成している。年間指導計画では園の目標を掲げると共に子どもの発達と関連付けたクラスの目標や保護者支援を共通事項とし、年間を4期に分け期毎のねらいや養護、食育、教育について発達を考慮した保育内容となっている。月の指導計画では、子どもの姿や保育のねらい、保育内容、配慮や環境構成、反省評価の他、保護者支援についても今月の配慮事項を記載している。3歳未満児の個別指導計画は月の計画と同様の形式であり、配慮を必要とする子どもの個別計画は子どもの姿に対してのねらいや家庭、関係機関との連携や生活と遊びに分けた内容と配慮事項を掲げ、きめ細かく子どもの姿の観察と関わりに努めると共に振り返りによる改善を目指している。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<p>子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。</p> <p>子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。</p> <p>好きな遊びができる場所が用意されている。</p> <p>子どもが自由に遊べる時間が確保されている。</p> <p>保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。</p>
<p>(評価コメント) 保育室内には、子どもの発達や興味に応じた遊具や玩具を配置し、自由遊びの時間帯で保育士や友達と好きな玩具を選択して遊んでいる。コーナーとしてカーペットやサークルを使用し、安定した遊びが展開できるように保育士は見守りや関わり方に配慮している。遊具や玩具は種類別に収納され、子どものとり易い位置に整理されている。園内研修で、環境設定について係りを決め検討した結果、ものの置き場や遊ぶ場の確保に努め、3歳以上児は鉄やクレヨン、紙類を子どもが選択しやすいように配置している。子どもを主体とした環境づくりを園内研修を通して再考することで、更に遊びの発展や意欲を高め人間関係の広がりに期待できると考える。保育士は子どもへの関わり方として、出来る限り否定的な言葉を避け肯定的に受け止めて関わるように心掛け、自発性の発揮を促す働きかけに努めている。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	<p>子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。</p> <p>散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</p> <p>地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</p> <p>季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。</p>
<p>(評価コメント) 園庭には柿や枇杷の木がある他、2歳児から年長児まで保育士と共にプランターや畑に野菜や草花を栽培しその収穫までを行っている。また、4～5歳児はカブトムシの飼育を行い、生態観察を通して昆虫への関心を深めている。園外保育として、3歳児の近隣の公園や4～5歳児の市立動植物園に弁当持参で出かける遠足を各年1回実施する他、3歳以上児が年3回「なかよし散歩」を実施し日常生活に変化を与えている。地域の子育て親子を園に招待する地域交流や、地域の中高年ボランティアの方の協力を得て、週3日定期的に0歳児や1歳児室に入り子どもと遊んでいただく機会を設けている。全年齢児が地域を知る、親しむ、人々と関わる、交通ルールを理解する等、散歩の意義や保育のねらいの要素などを考慮して今後検討することを期待する。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<p>子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</p> <p>けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</p> <p>順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</p> <p>子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</p> <p>異年齢の子どもの交流が行われている。</p>
<p>(評価コメント) 喧嘩やトラブルでは、その時の子どもの背景や心情に配慮してお互いの言い分を聞き、時には心情を代弁する等で子どもたちの関係修復を図り子ども同士の関係が深まるように努めている。3歳児はお互いの気持ちに気付けるような関わりで、出来る限り話し合いで解決出来るように援助している。3歳未満児のトラブルは、空間分離や代弁などで保育士が仲立ちとなり順番やルール理解等に繋がる解決の言葉をモデルとなりながら対応している。3歳以上児は意図的に各年齢に1人ずつのグループを作り、異年齢での散歩やごっこ遊び、運動会などで交流する機会を設けている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<p>子ども同士の関わりに対して配慮している。</p> <p>個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</p> <p>個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</p> <p>障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。</p> <p>必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</p> <p>保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</p>
<p>(評価コメント) 配慮を必要とする子どもには必要に応じて加配保育士を配置し、子どもの状態に応じた個別指導計画の基個別援助に努め発達を促している。個別指導計画の振り返りを職員会議で行い、情報の共有化と子ども理解に努めている。クラス内では、保育士の仲立ち等で子ども同志違和感なく生活や遊びを展開している。担当保育士は専門研修に参加し、知識や技術などの習得に努め保育に活用している。又、発達支援センターなどの専門機関との連携と共に、保護者には子どもの姿を日々連絡帳や降園時に口頭で情報交換を行い、共に育てる姿勢を伝えている。</p>		

25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 担当職員の研修が行われている。 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
(評価コメント)朝、保護者からの伝達内容や子どもの健康状態などを延長保育連絡ノートに記入し、朝の打ち合わせで報告して担当保育士にも伝わるように配慮している。日中子どもの状態の変化やお迎えの方の変更も同じノートに記入し、担当保育士から延長保育士に口頭と合わせて伝達している。夕方は保護者からの伝達内容を記入し、翌朝担当保育士は事務室で確認できる仕組みが出来ている。延長保育担当職員は打ち合わせ会議や昼間の保育に参加し保育者の動きや子どもへの関わり方など直接体験する機会その他、看護師による嘔吐下痢の対処法や救急法などの実習を行い質の向上を図っている。延長保育は0・1歳児と2・3歳児、4・5歳児の3クラスに分かれ、子どもが少なくなった時点で1クラスでの保育を行い、穏やかな中で保育士と関わりながらお迎えが待てるように心掛けている。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント)保護者には日々、子どもの活動内容や様子、状態などを送迎時の会話や連絡帳を通して個別に知らせている。2歳以上児は各クラスで「今日の活動」として主な活動内容を、エピソードを交えた子どもの姿を記入した用紙を掲示し保護者に伝達している。保護者が育児や発達上の悩みなどを聞く場の個別面談や、子どもの様子を見る保育参観・保育参加を年間各1回開催している。その際必要に応じて、栄養士や看護師が子どもの発達と関連した内容を話し、保護者との情報の共有化を目指している。保護者からの相談などは担当保育士が窓口となり応じているが、対応できない内容の場合は園長に報告、助言を受ける等で保護者に返し記録している。保護者会は年2回全体や年齢別に行われる他、保護者会主催のアンケートも年1回実施し園への要望や意見などについて、園長が1項目づつ保護者会の機会に回答をしている。保育所児童重要録の送付については、「入園のしおり」に記載し保護者の了解のもとに小学校へ送付している。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント)保健計画は、目標、保健指導、保健行事等毎月に内容を記入する他、看護師としての業務内容も記載している。計画に基づき、嘱託医の定期健康診断の実施と記録や保健便りの発行で、保護者への啓蒙を図り子どもの健康管理に努めている。看護師は朝と夕方の2回各クラスを巡回し、子どもの健康状態を観察して変化や異常の発見に努め記録すると共に、職員にもミーティングを通して情報の提供を行い保育活動上の配慮事項に役立っている。子どもの既往症歴や予防接種など、健康管理上の必要事項を把握し子どもの健康管理に役立っている。子どもに不適切な兆候が見られた場合は、園長に報告し継続観察を行うことについて全職員に周知を図っている。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント)保育中に体調の変化や怪我などが発生した場合は、看護師の観察後安静の確保や医師受診の判断を園長と相談して行う体制が整っている。乳児突然死症候群の防止策として睡眠時の観察を、0歳児は5分、1歳児は15分間隔で行い記録している。感染症対策として登降園時に保護者や子ども、外部訪問者に手洗いの協力を求め感染予防に努めている。12月の保健便りには感染症対策として、手洗い・嗽の基本やインフルエンザ、感染症胃腸炎など詳細に情報提供をしている。感染症発生時には感染症サーベランスを入力する他、ミーティングで職員に伝達すると共に、保護者には掲示で周知する等万全を期している。感染症対策として、全職員対象に看護師が嘔吐処理の実習を行い発生時の対応に役立っている他、擦り傷や虫刺され、止血の仕方等も伝え急な事態に備えている。		

29	食育の推進に努めている。	<p>食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</p> <p>子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</p> <p>体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</p> <p>食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</p> <p>残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p>
<p>(評価コメント) 保育課程の中に食育を位置づけ、食育目標と発達段階ごとに食に関した心情、意欲、態度を掲げ、心身の発達を促している。又、食育の一環として、2歳以上はプランターでの野菜の栽培や収穫の体験、3歳以上児の会食年3回、4・5歳児のクッキング年11回、行事食の提供等様々な角度から食に対する関心と体験の場を提供している。クッキングの内容を、写真や解説で保護者に発信し理解が得やすく配慮している。保護者には、保育参加時に試食を提供し、その後のアンケートでは98%の回収率を得ている。内容は家庭との比較や食事で気になること等、多くの意見を頂き給食や保育に反映している。全園児の食事に栄養士と調理員が保育室を巡回し、食事の様子や子どもとの会話から食に関しての情報を収集し献立などに活かしている他、給食日誌に喫食状況など日々記入することで、量、味、盛り付け、切り方等の振り返りを行い研鑽している。アレルギー児の場合は、罹りつけの医師の診断書に基づき保護者との面談で、除去食を提供している。配膳時も職員間の確認や他の子どもより早めに配膳する他、保育室での配膳時チェック表にサインをするなどで誤食防止に努めている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<p>施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。</p> <p>子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。</p> <p>室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。</p>
<p>(評価コメント) 各保育室内には温度計や湿度計を設置し、保育日誌に記入すると共に湿度には十分配慮し、乾燥防止に加湿器を使用する等で感染症の罹患防止に努めている。玩具の清拭や砂場の掘り起し、遊具などは定期的に安全点検をする等で安全と衛生面での管理を行っている。園庭から入室の際は全年齢とも着替えを行うと共に、手洗いの励行により衛生的、保健的配慮を行っている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<p>事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。</p> <p>事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。</p> <p>設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。</p> <p>危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。</p>
<p>(評価コメント) 事故発生時の対応マニュアルを整備し全職員へ周知すると共に、事務室や、各クラスに置き即対応できるようにしている。保育中のヒヤリ・ハット事例を活用し、各クラスに注意すべき場所や内容を掲示して抑止力を高めている。又、その事例を職員会議に提案しなぜ起きたのか、どう防げるかなどを検討している。事故発生時には、朝のミーティングで状況や程度、経過説明を行い、その後改善点を見出し職員間で情報を共有し事故防止に努めている。園舎や園庭、固定遊具、防災用具等の安全点検を毎月1回実施し、不備がある場合には早期改善に努めている。又、各年齢で毎月21～22項目のチェックリスト表を用いて安全点検を行い、子どもを事故から守るための注意を喚起している。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<p>地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。</p> <p>定期的に避難訓練を実施している。</p> <p>避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。</p> <p>立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。</p> <p>利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。</p>
<p>(評価コメント) 災害時の対策は、自衛消防組織編成表や緊急対策マニュアル及び非常災害マニュアルの基本を作成し、新年度に読み合せ内容や手順等の確認を行っている。避難訓練を毎月行う他、消防署への通報訓練や不審者訓練、不明児訓練を年1回づつ行い、津波対策として近隣の高層マンションへの非難や小学校との連携での訓練を行い、不慮の事態に対応できるようにしている。災害対策として、非常食や水、炊き出しに必要な用具等を備蓄し、栄養士を中心に給食関係者が管理を行い非常時の持ち出しに備えている。アレルギー児用の食料も備蓄し、子どもの名前記入と保護者の同意のもと顔写真を添付して誤食防止対策を行っている。災害が発生した場合は、安否確認を伝言ダイヤル・メールで園の情報を知らせるため、保護者への事前登録を園便りや入園のしおりにも記載して周知を図り、メール送信や災害伝言ダイヤルを録音した情報提供を月2回行い、緊急時に保護者が容易に利用出来るための対策として実施する。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<p>地域の子育てニーズを把握している。</p> <p>子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。</p> <p>子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。</p> <p>地域の子育て支援に関する情報を提供している。</p> <p>子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。</p>
<p>(評価コメント) 地域交流「すくすく広場」は計画に基づいて毎月実施し、地域の親子の交流の場を提供している。その中で、保育士や栄養士、看護師が関わり、子育てに関する相談や助言、援助を行うと共に、必要に応じ市で実施しているファミリーサポートやファミリーママ制度の情報提供をしている。地域の中高年ボランティアや一般ボランティアの方を定期的に受け入れ、主に0～1歳の子どもとのあそびや、5歳児の体育指導(跳び箱)を行うなど地域の人々との交流する機会を設けている。保育参加の保護者や、地域の方の来園時の会話などから地域の子育てニーズの把握に努め、職員や施設を活用した子育て支援が出来るように努めている。</p>		